

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

御注意

「5」欄の「100」の分子の空欄には、中小法人の場合には、主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。なお、大法人の場合には、記載の手引を参照してください。
 (4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)^{10/100} (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。)^{8/100} (3) 金融及び保険業^{3/100}
 (5) その他の事業^{6/100}

当期繰入額	1		円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9		円
繰入限度額	2			(9)	10		
繰入限度額の計算	3			前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	11		円
繰入限度額超過額	4		円	令第96条第2項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12		
	5		1,000	損金の額に算入された令第96条第2項第2号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	13		
	6		円	損金の額に算入された令第96条第2項第2号ハの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	14		
	7			損金の額に算入された令第96条第2項第2号ニの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	15		
	8			益金の額に算入された令第96条第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	16		
				益金の額に算入された令第96条第2項第2号ヘの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	17		
				益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	18		
				貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)+(13)-(14)-(15)-(16)-(17)	19		
				(18) × $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	20		
				貸倒実績率 $\frac{(19)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)			

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等と認められる額及び貸倒否認額	(21)のうち税務上の債務も認められるもの額	個別評価の対象となつた債権等(22)のうち、併法移転債権額	連結完全関係がある法人等に対する債権の額	期末一括評価金銭債権の額 (21)+(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないもの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)-(27)
	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

基準年度における売掛金等又は一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合 $\frac{(30)}{(29)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	32	円